

消防団奨励費訴訟で地裁

横浜市勝訴も「法違反」

横浜市が支出した消防団員活動奨励費は違法として、よこはま市民オンブズマンの間瀬辰男さん（横浜市戸塚区）が市長に支出金の賠償命令を求めた訴訟で、横浜地裁（佐村浩之裁判長）は24日、原告の請求を棄却、一部を却下した。奨励費の一部が中田宏前市長の政治資金パーティー券購入に充てられるなどした問題が発覚したのをきっかけに提訴。口頭弁論では

奨励費支出の違法性が焦点となっていた。

佐村裁判長は「（支出は市要項に依拠し）手続きが重過失は認めがたい」と指摘。一方で、奨励費について「市の非常勤職員である消防団員への労務対価に当たり（本来は条例で定めるべきで）、地方自治法に違反すると評価される」と言及した。

同問題で、市は条例を改正して2008年度から奨励費を廃止、団員への報酬と団の運営費に分けて支給している。

間瀬さんは「違法性への言及は評価している」、林文字市長は「判決内容を厳粛に受け止め、一層の消防団事務の適切な執行に努め

る」と、それぞれコメントした。（戸田 貴也）

産経

消防団への奨励費 「地方自治法逸脱」

地裁判決

横浜市が平成19年10月、「活動奨励費」名目で消防団に公金を支出したのは地方自治法に違反するとして、よこはま市民オンブズマン代表幹事の間瀬辰男さん（70）が、当時の副市長ら3人に計約7700万円の返還を命じるよう市長に求めた訴訟の判決で、横浜地裁は24日、「条例に基づかない支出で、地方自治法を逸脱している」と指摘した。オンブズマンの請求は退けた。

佐村浩之裁判長は判決理由で「長年支出されておき、手続きも適切で支出を止めなかったのも無理はない。故意や重い過失はなく、返還命令は成り立たない」とした。

原告の間瀬さんは「判決に満足している。訴訟の目的は果たせたと考えている」とした。林文字市長は「判決内容を厳粛に受け止め、一層の消防団事務の適正な執行に努める」とコメントした。

強盗傷害の被告、起訴

（本紙）